

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久慈広域連合は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

久慈広域連合長

公表日

平成27年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法等により、介護保険の被保険者の資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>②被保険者証又は認定証の交付・再交付に関する事務</p> <p>③介護給付、予防給付等の支給に関する事務</p> <p>④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <p>⑨保険給付の支払の一時差止めに関する事務</p> <p>⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付に関する事務</p> <p>⑪保険料の徴収・賦課に関する事務</p> <p>⑫国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託している保険者事務共同処理業務に関する事務</p>
③システムの名称	介護保険システム、介護保険認定審査会システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル、保険料納付管理ファイル、認定申請管理ファイル、受給者管理ファイル、給付実績管理ファイル、宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、別表第一 68の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供) 番号法第19条第7号別表第二 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、6条、19条、25条、30条、32条、33条、43条、44条、47条</p> <p>(情報照会) 番号法第19条第7号別表第二 93、94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	久慈広域連合 介護保険課
②所属長	介護保険課長 眞角 泰光
6. 他の評価実施機関	
久慈市、洋野町、野田村、普代村	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>〒028-0056 岩手県久慈市中町一丁目67番地 久慈広域連合総務企画課総務係 0194-61-3344</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>〒028-0056 岩手県久慈市中町一丁目67番地 久慈広域連合介護保険課介護保険係 0194-61-3355</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	②事務の概要	<p>介護保険法等により、介護保険の被保険者の資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>②被保険者証又は認定証の交付・再交付に関する事務</p> <p>③介護給付、予防給付等の支給に関する事務</p> <p>④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <p>⑨保険給付の支払の一時差止めに関する事務</p> <p>⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付に関する事務</p> <p>⑪保険料の徴収・賦課に関する事務</p>	<p>介護保険法等により、介護保険の被保険者の資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>②被保険者証又は認定証の交付・再交付に関する事務</p> <p>③介護給付、予防給付等の支給に関する事務</p> <p>④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</p> <p>⑨保険給付の支払の一時差止めに関する事務</p> <p>⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付に関する事務</p> <p>⑪保険料の徴収・賦課に関する事務</p> <p>⑫国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託している保険者事務共同処理業務に関する事務</p>	事後	
平成27年12月28日	③システムの名称	<p>介護保険システム、介護保険認定審査会システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー</p>	<p>介護保険システム、介護保険認定審査会システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー 伝送通信ソフト</p>	事後	